

一般社団法人日本産業保健法学会が認定する資格の付与に際して徴収する手数料に関する細則

(手数料)

1. 一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という）が認定する資格（称号）の付与に際して徴収する手数料は、以下の通りとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 資格試験受験 | 10,000 円 |
| (2) 資格登録料 | 10,000 円 |
| (3) 資格の更新時にかかる更新料 | 3 年毎に 10,000 円 |

本規程の改廃は、資格制度運営委員会（研修委員会）が議決する。

附則

本規程は 2020 年 11 月 1 日に遡って施行する